

ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会並びに秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）が、合同で行うトラックドライバー又は安全運転管理者等に対する安全教育訓練の実施に関する助成事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という）は、秋ト協の会員事業者であって、全日本トラック協会の定める「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱」（以下「全ト協要綱」という）による安全教育訓練施設に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者（以下「会員」という）とする。

(助成対象研修及び施設等)

第3条 助成対象となる対象研修、施設等は、全ト協要綱に定まる条件を満たすものとする。

(助成額)

第4条 研修施設までの交通費を助成するものとし、次のとおりとする。

2. 研修施設までの交通費の一部として、20,000円とする。
3. 1社の単年度の助成限度を2名までとする。

(助成金の支払い請求)

第5条 会員事業所は、所定の研修終了後に全ト協の関係書類の他に「ドライバー等安全教育訓練実績報告書（助成金請求書）」を秋ト協へ提出する。

(助成金の交付)

第6条 前条により請求を受けた秋ト協は、原則として、内容を精査し適正と認めた場合は助成金を交付する。

(その他)

第7条 交通費の助成以外で、本要綱に定めのない事項は全ト協要綱による。

《附則》

1. この要綱は平成20年3月1日から施行する。